

第百七十号議案

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行による興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。